

富里市犯罪のないまちづくり推進協議会の運営に関する要綱

平成27年1月8日 告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市犯罪のないまちづくり推進条例（平成26年条例第18号）第15条の規定により設置する富里市犯罪のないまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、防犯の事務を所掌する課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が市長と協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 協議会の会議は、第2条第1項の規定により会長が互選されるまでの間、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。